

第5回G7データ保護・プライバシー機関 ラウンドテーブル フォローアップ会合 について



個人情報保護委員会

第5回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル フォローアップ会合

会議の概要

開催日	2025年12月9日（火）～10日（水）
形式	オンライン
主催者	カナダプライバシー・コミッショナー事務所（O P C）
参加者	G7各国のデータ保護・プライバシー機関（D P A）の委員長級
概要	<p>6月のラウンドテーブルに引き続き、「デジタル時代におけるプライバシーの提言：信頼される明日のための今日における共同行動」をテーマに、</p> <ul style="list-style-type: none">各作業部会の成果物について報告、議論及び採択2026年の行動計画について議論及び採択
成果文書	<ul style="list-style-type: none">2026年の行動計画D F F T ポジションペーパー執行事例共有フォーマット（当委員会が主導）
その他	<ul style="list-style-type: none">ラウンドテーブル後にO P CがG7各国のD P Aに対して実施したアンケート結果を基に、今後のG7 D P Aラウンドテーブルの優先事項等について議論。2026年より当委員会は、執行協力作業部会の共同議長（当委員会及び米F T C^{*1}）に加え、G7 D P A間での議論を通じて個人情報保護及びプライバシーの分野におけるD F F Tの推進及び具体化を主導するため、D F F T作業部会の共同議長（当委員会及び独B f D I^{*2}）も務めることになった。

* 1 F T C (Federal Trade Commission : 連邦取引委員会)

* 2 B f D I (Der Bundesbeauftragte für den Datenschutz und die Informationsfreiheit : 連邦データ保護・情報自由監察官)

第5回G7 DPAラウンドテーブル フォローアップ会合の各國委員長級出席者



①	<p>(フランス・C N I L) マリー・ローラ・デニ委員長 Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés ～情報処理と自由に関する国家委員会～</p>	⑥	<p>(アメリカ・F T C) キャサリン・ホワイト消費者保護局次長 Federal Trade Commission ～連邦取引委員会～</p>
②	<p>(イタリア・Garante) ジネヴラ・セリーナ・フェローニ副委員長 Garante per la protezione dei dati personali ～個人データ保護機関～</p>	⑦	<p>(E U・E D P S) ヴォイチエフ・ビブロフスキ総裁 European Data Protection Supervisor ～欧州データ保護監察機関～</p>
③	<p>(E U・E D P B) アヌ・タルス議長 European Data Protection Board ～欧州データ保護会議～</p>	⑧	<p>(ドイツ・B f D I) アンドレアス・ハルトル副委員 Der Bundesbeauftragte für den Datenschutz und die Informationsfreiheit ～連邦データ保護・情報自由監察官～</p>
④	<p>(イギリス・I C O) ジョン・エドワーズ委員 Information Commissioner's Office ～情報コミッショナーオフィス～</p>	⑨	<p>(個人情報保護委員会) 手塚 悟委員長</p>
⑤	<p>(カナダ・O P C) フィリップ・デュフレーヌ委員 Office of the Privacy Commissioner of Canada ～カナダプライバシー・コミッショナー事務所～</p>		

2026年の行動計画

- プライバシーの優先による子どもの保護を引き続き推進
- 三つの柱に基づき、協力及び連携を進める

1. D F F T (Data Free Flow with Trust : 信頼性のある自由なデータ流通) 作業部会 (共同議長国※ : 英 ICO、独 B f D I)

D F F T を実現するための実践的なアプローチを他の国際的な取組と並行して発展させ、将来的な移転手段の相互運用性を促進するために、高水準のデータ保護を確保しつつデータ流通を円滑化する要素の收れんに向けて取り組む。

2. 先端技術 (Emerging Technologies) 作業部会 (議長国 : 英 ICO)

2025年に議論された「インターネットに接続された家庭用端末と子どものプライバシーに関する共同声明」及び「サードパーティサービスプロバイダーを評価するためのベストプラクティスをまとめた共同声明」について引き続き議論。A I に関する知識共有等も行い、プライバシーを優先する形で先端技術が開発及び利用されるよう推進する。

3. 執行協力 (Enforcement Cooperation) 作業部会 (共同議長国 : 当委員会、米 F T C)

①執行事例共有フォーマットをG 7 D P A間において活用するためのレポジトリに関する議論を継続するとともに、当該フォーマット自体については、G 7 D P A以外のフォーラム等においても事例共有のあり方等を議論し、その活用を推進する。②引き続きG 7 D P A間の執行に関する対話を進める。

- G 7 D P A以外のフォーラムや異なる分野の規制当局との協力を継続する

※2026年より独 B f D I と当委員会が共同議長

第5回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル

【参考】
第327回資料1-1より

会議の概要

開催日	2025年6月17日（火）～19日（木）
場所	カナダ・オタワ
主催者	カナダプライバシー・コミッショナー事務所（O P C）
参加者	G7各国のデータ保護・プライバシー機関（D P A）の委員長級 並びに関連国際機関（O E C D、I N D R C、G P A及びA P P A（※））の代表者
概要	「デジタル時代におけるプライバシーの提言：信頼される明日のための今日における共同行動」をテーマに ・D F F T、先端技術及び執行協力の各作業部会における取組の中間報告について議論 ・コミュニケ及び声明を採択
成果文書	・コミュニケ ・「プライバシーの優先による責任あるイノベーションの推進及び子どもの保護」に関する声明
その他	・冒頭、カナダの研究者2名より、データガバナンスに不可避的に大きな影響を及ぼす量子コンピューティングやA Iに関する最新の研究動向を聴取・共有した上で、各作業部会の中間報告及び声明・コミュニケについての議論を実施。 ・6月20日（金）に、カナダO P Cが、本ラウンドテーブルのサイドイベントとして、「2025 O P C Privacy Symposium」を開催。 ・「デジタル時代における若者のプライバシー」をテーマに、専門家や若者が、データプライバシーに関する自身の経験やニーズ、A Iが若者に与える影響、教育技術及びデジタル社会における児童の最善の利益についての意見を共有するイベント。 ・当委員会を含むG7 D P Aの委員長級の他、カナダの各州プライバシーコミッショナー、政府関係者に加え、研究者その他の専門家や若者など広く一般からも参加。 ・イベントを総括する最後のパネルセッションに、手塚委員長が登壇。



12月に、オンラインでフォローアップ会合（各作業部会の成果物及び行動計画を発出）を開催予定。

（※）

O E C D（Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構）

I N D R C（International Network for Digital Regulation Cooperation：デジタル規制協力に関する国際ネットワーク）

G P A（Global Privacy Assembly：世界プライバシー会議）

A P P A（Asia Pacific Privacy Authorities：アジア太平洋プライバシー機関）